

はじめに

報告集第3号をお届けいたします。

ご一読いただき、ご批判、ご指導をいただければ幸いに存じます。

平成16年から始まったこの就労支援事業もこの春で3年目を迎えました。この2年間で35名のひとたちがこの事業を利用されました。札幌市保護指導課、札幌市東区保護課をはじめ各区の保護課、またハローワーク、さらにホームレス支援のボランティア団体などおおくの関係機関のご指導、ご支援をいただくなかでの支援事業でした。

ほとんどの方々はご自身の懸命の求職活動にとりくみ就職を確保し自立へのスタートラインにつかれていきます。しかし、すくなくないひとたちがスタートにはついたものの、その後のさまざまな経過のなかで失職したり、仕事が継続できなかつたり、厳しい試練を受けざるをえない状況のなかにあることも事実です。このような状況になった時、退所後も施設と細々ではありつつもなんらかのつながりを保っている人たちに対しては最低限の生活を維持するアドバイスや励まし、時には具体的な支援にとりくむこともあります。しかしこのつながりからはずれたひとたちがどのような状況になっているのか把握はできません。厳しい条件のなかであつてもしっかりと生活を継続されていることを願うばかりです。

雪解けの3月、就職が確保され現地に行くおひとりを札幌駅まで送った車中でその方がぼつりと語ってくれました。

「施設で過ごした60日間、ひさしぶりに人とふれあうことができました。施設で暮らしている他のひとたちの優しさをもらったことがこれからの自分にとって大きな財産になったように感じました。」

景気の回復、雇用状況の好転が報道されていますが、それとは直接つながらない北海道の状況、50歳前後という年齢のなかで応募、面接を何回となく重ねながらも就労自立への意欲と意思をとぎらせることなく持ちつづけることは容易ではありません。

「いってらっしゃい。」「おかえりなさい。」「就職きまってよかったね。」「また、遊びにおいで。」 なにかにつけて声をかけ、心配する施設に暮らす他の人たちのなにものにも変えがたいおおきな力を感じます。

施設長 青山勝義

## 事例 A 47 歳

彼の入所期間は4ヶ月と10日。これは就労支援入所で最長の入所期間となっている。応募した会社は10件だった。夜から朝にかけての勤務ということと本人が生活のリズムができるまでということで1ヶ月以上の期間を明啓院から通勤してからの退所となった。

彼は、札幌市で生まれ育つ。両親は離婚し、母親は再婚、まだ連絡を取れる関係である。父親は不明ということだった。仕事もずっと札幌市で行ってきた。5年間配管工で、6年間運送関係で働き、その後は派遣会社で仕事を転々と変えていた。そういった状況のなかで、入所の前に緊急一時保護を受けたことがあった。そのときはとにかく就労をということで、派遣会社から土木関係の仕事に就いた。しかし、仕事が続かず、再び家も失うこととなった。そのときは社長と折り合いが悪かったということをやっていた。家を失い、車中生活を経て、明啓院への入所となった。入所時の印象はとてもホームレス状態だったとは思えない、栄養の行き届いた体型をしていた。

入所後の生活の特徴的なものとして金銭の管理が挙げられる。明啓院からは毎週3500円の援護金というものを本人の手持ち金として支給している。大抵の方はそのお金をもらったらすぐに買い物に行ったりして、次の支給日を待たずして使い切るという方がほとんどだったが、彼は毎週3500円のうちいくらかを必ず職員に預けるということをした。そして、免許の更新を行ったりと、まとまったお金が必要になるときにそこからお金を出して使った。人間関係はとても良好で、同じ日に入所となった方と、出身高校が同じだったと言うこともあり、意気投合し、また、他の利用者とも全く問題が見られずコミュニケーションをとっていた。彼は積極的に人と関わりを持とうとしているようだった。ただ、部屋の整理ができない方だった。車中で生活していたときも車の中にたくさんものを詰め込んでいて、それを部屋に持ち込むとそれだけですごい量になった。そして、それをしまうことができず部屋のなかで散乱していた。

求職活動はスロースタートで、最初の1ヶ月間は全く応募しなかった。その間に自動車免許を更新して、配送を中心に探した。次の1ヶ月も2件しか応募せず、職員側としてはこのペースで探していつ見つかるのだろうかという不安があった。活動が本格化したのは最後の2週間になってからである。それから2日に1件のペースで応募した。配送だけでなく、警備会社の面接も受け、そちらで採用をもらった。本人は配送の仕事をしたかったようで、採用となってからも稼働開始までに日数があるし、引き続き配送関係をあたってみたいということだった。そして、3ヶ月が経過した後希望の配送で採用となり、そこで就労となる。仕事は2パターンあり、午後8時に出勤し、翌日に帰院するものと、昼に行って夕方に帰ってくるパターンである。時には、その2つが重なって、一旦帰院せず、トラックの中で寝るということもあった。本人は配送の経験があり、仕事の大変さ、過酷さは理解していたので、あまり気にする様子もなかった。しかし、実際が過酷であることには変わりなく、時には、出勤時間になっても起きられず、職員が地下鉄の駅まで送った

こともあった。それでも、欠勤することなくなんとか勤務を続けた。そんなこともあり、本人から、就労しているし仕事の継続に関しても問題ないが、退所まで少し時間をかけたなどの申し出があった。そして仕事をしながらアパート探しを始める。彼の母親に連帯保証人をお願いしたところ、引き受けていただけることになった。最初は電話でやり取りをし、書類の記入が必要になったら、自宅まで行った。彼の母親は前の夫(彼の父親)に騙されて酷い思いをしたとあって、電話ではとても慎重な態度を示していた。しかし、彼のことを心配してくれているのがとてもよく伝わってきた。彼には兄弟もいたが、母親からも現在連絡がつくのは彼だけのようだった。彼とともに、母親の自宅に向った。彼の母親は、心配性なくらい彼に声をかけ、「何かあったら連絡するんだよ。」と連絡を要求していた。そして、私に、「よろしく、お願いします。」と言い、何度も頭を下げた。「車が動くから離れて。」と彼が言うまで、何度も車の側で同じ動作を繰り返した。彼は母親の行動に呆れていたが、それが、他の就労支援入所者にはない、彼にとって至福の瞬間だったのではないだろうか。彼が就労のため携帯電話を持つと、頻繁に電話がかかってくるようになった。

アパートの準備も進み、退所となったのは入所してから4ヶ月と10日が経過した日だった。退所時、まだ給与が満額支給されないということで、退所後も1ヶ月間生活保護が継続となった。仕事の都合もあり、生活費を区役所まで取りにいけないので明啓院職員が代理で受領する。それを本人が都合の良い日、都合の良い時間に明啓院まで取りにくるということになった。また、その後も、明啓院に彼宛の郵便物が届くためそのたびに、合間を見て、来院してくれた。母親からしょっちゅう電話がきて困ると、照れくさそうに話していた。

事例 N 54 歳

入所以前は、運転手助手・居酒屋、その他のアルバイトなども行ったが、主にラーメン屋で勤務していた。最後に仕事が無くなってからはアルバイトや出稼ぎなどこだわらず仕事を探していたが、結局、職に就くことができなく、路上生活となる。1ヶ月ほどの路上生活の後、明啓院に入所となる。

入所後は、調理関係を中心に求職活動を行い、情報誌からラーメン屋の求人に応募し、採用となった。今回採用となった店は、以前に彼が働いていたラーメン屋の隣の店で、顔見知りだったこともあり、即決だったようである。

入所から採用までは2週間、面接を受けたのはこの1件だけであった。彼は入所以前から積極的に求職活動を行っていたようだ。そして、入所後もハローワークだけでなく情報誌などを活用し、積極的に活動していた。その活動が実を結んだ形になったと思う。

店にもある程度、自分の状況を説明し、勤務できる時間がしばらく限られてしまうことなどを了承してもらっての稼働だった。退所は稼働開始から1ヶ月ほど経ってからとなった。

彼は、入所後に必ず参加してもらい、食堂や風呂場の掃除当番に参加してもらったときもとても責任感をもってやってくれた。良い意味で言えば、真面目でとても情に熱く、逆に言うと、若干頑固な面があった。掃除当番も施設でのやり方を教えてもらった通りに行い、時には他の方の手伝いなどもしていた。稼働開始後は当番に参加できるときでも徐々にめんどくさくなって参加回数が減っていく人の方が多いが、彼は自分が参加できるときは必ず参加してくれた。居室は1人部屋で生活してもらっていたのだが、稼働を開始して以後に施設の都合で2人部屋になってもらった。彼は何かあれば、とことん話し合いたいタイプの人間で、この同室者とも何かあれば話し合うというスタンスを取りたかったようである。今回はそれが原因で同室者と多少もめてしまったということになった。掃除当番の仕方が原因だった。彼には、自分の担当分だけやって、先に終わってしまう同室者が許せなかったらしい。同室者は彼より入所が早く、時間も経っていて、あまり掃除などに時間を掛けたくないと焦っていた。彼は話し合いで解決を求めたが両者譲らず結局、居室替えとなった。彼も仕事が始まり、自分の家とは違い様々な制約があるため、イライラしている部分も見受けられた。しかし、他の利用者や職員と話をし多少なりともストレスを解消している様子もあった。その場所は、大抵が喫煙室であった。

本人は稼働時間などで、店に迷惑をかけているから早く退所して、店の近くにアパートを構えて生活したいと欲していたが、結果として1ヶ月の間明啓院から通勤してもらった。仕事はとても充実していたようだし、なかなか転居できない状況にイライラしながらもこちらの状況を理解してくれていた。退所後もまだ、入所中の利用者と連絡を取るといったこともあったようだ。また、すでに退所していた就労支援の利用者が店に食べに来たという

話もしていた。そういう形で明啓院で始まった人間関係が退所後も繋がっていつてくれれば、路上で生活し人間関係が希薄になった方々の心の隙間を少しでも埋めることになってくれるのではと思う。

彼には娘が二人いる。娘の話は入所中の日常の会話の中で、時々出てきていた。娘の話をするときは父親の顔になっていた。娘のことを心配しているようだった。すでに離婚しているが、娘と連絡を取ることに問題はないようである。そして、今でも彼のなかで、娘の存在が彼の人格の必要な構成要素となっているように感じた。久しく連絡を取っていないが、仕事が落ち着いたら連絡を取ってみると言っていた。

事例 M 50歳

4月20日に入所となり、4月28日に退所となった。

彼は専門学校を中退し、東京の建設会社に勤めた。その会社を2年で退社し、工場管理の仕事に就く。その会社も2年で辞め、保険営業関連の会社に就職する。3年で退社し、保険事務所を設立し、職場を変えたりしながら22年ほど、保険関係を中心として働く。

入所までの経緯は、職を失ったとき札幌で求職活動をしようと思い、地方から転居してくる予定だったが、決まっていた転居先に突然入居できなくなり、行くところがなくなったということである。最初はホテルなどを利用してしたが、お金がなくなり、保護課に相談、入所となった。彼には戸籍上は離婚したが、来札後も、ともに生活をしている妻と東京の大学に通っている娘がいた。入所後も妻と連絡を取っていたし、娘とも連絡を取れる状態にあった。そして娘の大学の学費を心配していた。彼にはそういう家族がいるからこそ、早く、なんとしてでも、働かなくてはならないという決意のようなものがあつた。感じられた。また、面接の段階でも受け答えがはっきりしていたし、仕事自体はすぐに決まるのではという印象もあつた。

彼は入所後、1日目は荷物の整理などを行った。2日目は、施設の中において、怠け癖がつくと困ると言っ、一日中外出しハローワークは利用せず、情報誌や、知人の紹介から求職活動を行うと言っていた。職種はなんでも良いと言っていたが経験の長い営業を中心に探して行きたいとのことだった。経歴を見る限りでは一つ一つの仕事は長続きしていないが、職場を変えながらも途切れることなく仕事をしてきているし、そういった短い期間で職場を辞め、なんらかの形で新しい仕事に就くということを繰り返していくなかで、今回は偶々、新しい仕事を決める手段として生活保護を利用しているというような印象だった。

その入所して2日目には、午前11時に1件、友人の紹介から面接を受け、午後からは情報誌より電話をしてリフォーム営業の面接を受けた。午後に面接を受けた仕事が即採用となる。その3日後から稼働開始となる。転居先のアパート探しも自分で行った。入所前に引っ越し予定だったアパートの不動産仲介業者が顔見知りなので、そちらを利用すること。アパートはすぐ決まった様子。生活保護費の申請の関係があるので、転居を3日後にしてもらった。3日間明啓院から通勤することとなり、昼休みに連絡を取り、保護費の受給などを行った。そして、最後の日も朝の出勤時に大きなバッグを一つ持って退所ということになった。入所から退所までの期間が8日間だった。

入所中の印象的な出来事として、車で送っているときに、彼は「中央区役所に相談に行ったときにももらった乾パンと、あんたにももらったこの煙草を、今の気持ちを忘れないようにずっと取っておきますよ。」と言っていた。

退所後、1ヶ月以上経過したとき、彼から明啓院に電話が来る。営業中に階段から落ちて仕事が続かなくなったということだった。生活保護を継続してもらい、新しい仕事を見つけたということだった。彼がその後、生活保護適用時に新しい職に就けたかは不明である。

しかし、もしも、生活保護を打ち切られたとしても彼なら、違った形でどこからか何らかの援助を受けて、就労できそうな気がする。そんな気がした。

彼には他の入所者と違う点がひとつある。それは、ホームレスの期間が1ヶ月あったが、路上での生活を経験していないということだ。ホテルや、24時間営業しているマンガ喫茶のなどで寝泊りしていて、お金が尽きた段階で、路上生活となる前に保護課に相談した。その結果、路上生活を経験する前に明啓院に入所、2日後に採用となった。以前に、一度路上での生活を経験し、それでも生活できるということがわかると、就労への意欲に影響があるということを書いたことがあるが、今回の事例はその逆を証明する結果となったのではないか。もちろん、この一例だけで全ての事例に当てはめることはできないが。

札幌で出生し、幼少期に両親が離婚、母親に引き取られる。小学生のときから道内を転々とし、高校を中退、18歳のときに家出して、上京する。上京後は、2年間飲食店でコックとして働き、それ以後は土木関係で18年間勤務し、冬に仕事を失ってから路上生活となる。2年間の路上生活を経て明啓院に入所となった。入所時の印象としては、受け答えがしっかりしていたし、仕事に対しても市内・市外、職種などあまりとらわれず考えていたようなので、この方は決まりそうだという気がした。身嗜みもきちっとしているようだった。路上の期間が2年ということで、これは就労支援入所者の中では長いほうである。しかし、今まで面接してきた、路上生活1年以上という人とは受ける印象が違った。

入所期間は1ヶ月半程度で2件の面接を受け、20日間明啓院から通勤して退所となる。1件目は、一旦は採用となったが、話を進めていく途中に会社の方から結果を覆された。本人に聞いたところ、面接時には生活保護と明啓院について伏せていたらしい。就労支援の入所者が履歴書を書くとき連絡先として明啓院の住所と電話番号を書く。ということは、採否の連絡を郵送と電話のどちらでも明啓院に来ることになり、電話の場合は必ず職員が対応して、入所者を呼び出すことになる。今回、彼は明啓院のことを面接時に話していなかったが、会社側が電話してきたとき、急に明啓院という名前が出てきたので、それを怪しんで採用を取り消したのではないかと言っていた。それを踏まえて、2件目の面接では生活保護のこと、明啓院のことを隠さず全て話したようだ。結果、採用となりその会社で就労となった。

施設内での生活はとてもまじめで、部屋がとてもきれいに整頓されていたのが印象的だった。退所してから2回ほど自宅を訪問したがそのときも部屋はきれいに整理されていた。人間関係は自分から進んでというタイプではなかったが、コミュニケーションをとることが嫌なわけではなく、他の利用者と良く会話がなされていた。求職活動は、絶対に何月何日から働き始めると言って活動し、その言葉通りに就労した。

仕事の方は、経験があるためいろいろと任されて大変だと言っていた。この会社は給与が翌々月の支払いで、退所後に初めての給与をもらうことになっていた。彼に限らず、就労退所者は退所してから最初に給与を満額もらうまでが、経済的に一番苦しい時期となっている。彼も例外なく金銭のやりくりが苦しいと言って、給与を少しづつ前借りなどもしていたようだ。最後の保護費を代理受領し、本人に届けた後は、何回かこちらから電話をしたが、本人は、皆にあまり迷惑をかけられない、だからもう心配して電話しなくても良いと言った。それからは連絡を取っていない。保護課からの連絡によると生活保護が廃止となる前に会社を辞めているということだった。その後、保護廃止まで、仕事が決まったという話はなかった。

彼は、彼の次に就労支援入所した方と仲良くなり、退所後も何回か連絡をとっていたようである。双方とも退所してからも何回か連絡を取っていたようだ。その中では、仕事を

辞めたが、すぐに次の仕事が決まったと言っていたらしい。

事例 T 28 歳

平成 17 年 6 月 6 日東区保護課で面接した後、ホームレス相談員 K 氏とともに来院する。T 氏は道央に生まれ、両親の離婚により中学生のときに救護院に入所。平成 7 年から 15 年 1 月まで道南の道営競馬の牧場で厩務員をしていたが解雇される。この経験からか入所時は動物に関わる仕事を希望していた。解雇後札幌にて求職するも見つからず、ホームレス状態になる。平成 15 年 11 月に市民ボランティアの仲介により生活保護受給となり、就職活動を行い就労開始し、平成 16 年 9 月 1 日に増収により受給を辞退している。その後も就労を続けていたが、日雇いで収入も安定せず家賃を滞納しホームレス状態となる。新たに求職を始めるも住居が無いことから就職には至らず、札幌明啓院にて就労支援を希望し入所となる。

家族は母と姉がいるが、母は脳血管障害により半身麻痺の状態、姉は母を扶助しているので頼ることが出来ないと言うことだった。将来的に仕事が決まりアパートなど探すときに保証人代行会社を使えることを話したが、サラ金から 300 万円の借金があること、すでに代行会社をつかい家賃の滞納もあるのでもう使えないと話していた。

T 氏の入所中の様子は、食堂などの清掃も率先して参加してくれていたし、明るく話し好きで他の就労支援の方とも仲良く過ごしていた。また、声が大きく落ち着きがないという印象を受ける人であった。就職活動については主にアルバイト情報誌をもとに活動をしていった。

以下就職活動の経過。

6 月 23 日アルバイト情報誌より建設会社の面接を受けるが、不採用となる。

7 月 11 日アルバイト情報誌よりゲームセンター（店内雑務員）の面接を受けるが不採用となる。

7 月 12 日アルバイト情報誌よりパチンコ店の面接を受けるが不採用となる。

7 月 13 日アルバイト情報誌よりパチンコ店の面接を受けるが不採用となる。

7 月 14 日アルバイト情報誌よりパチンコ店の面接を受けるが不採用となる。

7 月 18 日アルバイト情報誌よりゲームセンター（店内雑務員）の面接を受けるが不採用となる。

7 月 26 日午前中パチンコ店、午後からもパチンコ店の面接を受けるも、ともに不採用となる。

8 月 2 日パチンコ店の面接を受けるも不採用となる。

8 月 9 日カラオケ店の面接を受け、採用となる。

8 月 11 日パチンコ店の面接を受けるも不採用になる。

この間、面接に際しての情報源はアルバイト情報誌であった。何度かハローワークにも通っていたようだが、一度も紹介状を持ってくることはなかった。話をする中でやはり借金から逃れたいという考えで、正規の職員や、身元保証人の必要な仕事やアパートなどは

避けたいと言っていた。

8月15日、採用となったカラオケ店より連絡があり、深夜24時から朝5時までの勤務となり稼働開始。これでは稼働時間も少ないので日中の仕事も平行して探していくことを考える。しばらくは明啓院から通勤することとなる。稼働開始直後に胃痛を訴えたりしていたが、順調に通勤していた。アパートも9月に入ってから探したいと希望する。

8月28日、本日よりアルバイトから契約社員となり、夜8時から朝5時までの勤務となる。勤務日数も徐々に増えていき、この仕事での収入だけで十分生活していける目処がたったので、退所を目指して準備をすすめていく。

9月5日、アパートの見学をする。条件（身元引受人、代行会社が使えない）が厳しいと思われたが見つかるものである。特に問題がないのでこの物件で話を進めていくことになる。その後の稼働状況も良好であり、平成17年9月16日をもって明啓院を退所となる。

T氏は退所後も定期的に連絡をくれている。カラオケ店は11月で辞めたということで、理由は一緒に働いていた大学生の態度が気に入らないということだった。その後12月に仕事を探し、1月から食品スーパーで深夜の勤務が決まったとのことだった。2月から日中は、引越し関係の仕事をするという話があり現在にいたっている。借金についても司法書士に連絡を取り、何とか解決していきたいと考えているようだった。

## 事例 Y 46 歳

生まれは北海道で、東北の大学を卒業後、札幌で就職する。その仕事は16年ほど勤めたが、脳血栓を患い、その後も手に若干の痺れが残り、それが原因で仕事を続けることができなくなったとのこと。その後は本州へ渡るが、職を転々とし、生活も安定せず、本州にいる間は姉の下で居候するが、関係があまり良くなく、同じ時期に偏頭痛に悩まされる。原因がよくわからず、方々の病院をまわったとのことであるが、ストレスから来る頭痛との診断を受け、薬の処方も受けたが、頭痛がひどく仕事も続けられなくなったとのこと。姉のところにいると、頭痛もますます悪化し、耐えられなくなったとことで帰札し、路上生活となった。

彼は入所してから、ハローワークや情報誌を利用して17件の求人に応募している。その内訳は、配送員、警備員、構内作業員、清掃員、管理人などである。最初の2ヶ月はなかなか成果がでなかったが、最後の1ヶ月では2件の採用をもらっている。

最初の1件については、職安の求人票に記されていた給与が「月24日稼働で13万円」ということであったが、実際に稼働を始めると、週に4日しか働けず、月の収入が10万円に満たないということであった。そのため、彼としても生活を維持していくことに不安があるとのことで、その仕事を継続しながら、違う仕事を探すことにした。仕事の内容としては継続していくのに問題はないが、収入が足りないため仕事を変えざるを得なかったというのが実状である。そして、新しく人材派遣会社の紹介により、構内作業員の仕事で採用を受け、1件目の職場を退職し、転職することとなった。私たちから見ても、中途半端に仕事を投げ出すことはせず、仕事の継続という部分に関しても心配はないだろうとの印象を受ける一件であった。

この方が入所して最初に行ったことは、脳神経外科の受診だった。そこで頭痛を抑えるために精神安定剤を処方されて、服用を続けていた。仕事をしているときは、頭痛はある程度抑えられていて、仕事の継続に支障はなさそうであった。しかし、これまでの経過や、彼の様子からみて、今後短期間のうちに、劇的に頭痛が治まるということは考えにくく、おそらくは服薬の継続が必要になると思われた。生活保護を受けている間は、医療扶助により経済的な負担は、さほど心配することなく医療を受けることができるが、退所し生活保護が廃止となったときに、医療にかかる経済的負担が、多少なりとも生活に影響を与えるのではないかという危惧があった。また、前述したように、以前手の痺れが原因で仕事を退職していることや、さらに就職した構内作業員も、最初に派遣された現場は、手の痺れが原因で派遣先を変更されているという経緯もあった。

もし今後、彼が何らかの理由で医療を継続して受けることが困難な状態となった場合に

は、真っ先に仕事の継続という点で支障がでることとなるだろう。また、良い悪いは別として、薬に依存している傾向も見受けられていた。手の痺れは、それによって仕事が限られてしまっているというのが事実である。しかし、それを受け入れた上で、多少条件が悪くなるかもしれないが、就労することができる仕事があるというのも事実である。彼が自立した生活を送っていくためには、医療を切り離して考えていくことはありえないことであり、もしその医療継続の困難さが経済的な理由により生じるものであれば、今後も彼が自立した生活を確立するのは困難なものになるはずである。

就労支援入所事業は健康で、働くことができると判断された方が対象となっている。しかし、実際には施設に入所し、求職活動を行っていく中でいろいろとわかってくることもあるし、施設に入所しているからこそわかることもあるのではないかと感じる。

## 事例 Y 56 歳

自衛隊で 30 年間勤めた。ホテルの住込みでも 7 年稼働した。自衛隊に勤務している間に、妻と結婚、子供もできた。そして、妻に先立たれた。自衛隊を 50 歳で退官し、56 歳までホテルで住込みの勤務。その中で、人間関係のトラブルがあり、退職。新聞配達を行うも、配達先を覚えられず、1 ヶ月も経たず退職。行く当てもなく路上生活となる。入所後、1 ヶ月半ほどで退所。就いた仕事は警備職だった。そして、それが 57 歳の彼にとって人生で初めての、全てのことを 1 人でやらなければならない生活の始まりだった。

彼が明啓院に入所したのは、57 歳の誕生日を迎える 4 日前だった。最初の印象は、まさに自衛隊員らしい人、というものだった。大きい声でよくしゃべる。こちらが話をすると、すぐに「はい！」と返事をするが、本当にわかっているのか疑問に思うことがよくあった。身体はガッチリしていて鍛えられている感じがした。路上の期間は 2 ヶ月ほどということだった。早く就労したいとあって、すぐに求職活動を開始する。職種にはこだわらないといていたが、前のホテルでの勤務が本人にとって、住込みということも含めて、とても良い職場環境だったらしく、まずホテル内の仕事から探しているようだった。それと平行して、早く決まって自分でもできそうな仕事ととして、警備の仕事を探した。彼は、警備員の制服のようなピシッとしたものを着て仕事がしたいといていた。

求職活動は、早い段階で 2 件の面接を受け、二転三転したが、結果的には、警備会社で就労ということになった。

最終的に警備会社での就労を決めた翌日から警備員の講習が始まり、状況を見て稼働開始となる。稼働開始してから 3 週間ほどは明啓院から通勤した。仕事は安定してあるようである。彼は面接官だった会社の上司のことを、自分を救ってくれた人と言って信頼していた。そして恩に報いたいと言って働いていた。仕事を覚えるのは大変だといっていた。会社の上司に、仕事の話、人間関係など何かあったときにはすぐに言えば、現場を変えてくれるといっていたらしい。そして、彼は自分の境遇を説明していたので、その上司から、「二度と元の生活には戻させない。だから俺のところにいる。」と言われたと、嬉しそうに話してくれた。勤務が始まってからはあまり会う機会がなかったが、会った時には仕事の話詳しく話してくれて大変でも、充実しているということが伝わってきた。そして、退所となる。彼は新しい生活に対する不安は口にはしていなかった。

彼はとても、情に熱い人間で、退所するときは早く集団生活から開放されたいなどと言っていたが、退所のときは何度も感謝の言葉を口にして、今までの就労支援入所者の中で一番、退所後に明啓院を訪問してくれた。その度に、仕事は大変だけど、それを職場に話したら現場を変えてくれたといっていた。とても助かる、恩に報いたいといっていた。

そして 1 ヶ月程が経過したとき、また、来院してくれた。そのときは、いつもと状況が違っていた。同僚との人間関係がうまくいかず、嫌になって思わず逃げてしまったと言うのだ。無断欠勤をし、レンタカーを借りて北海道を回って、唯一連絡のつく娘に会いに行

ってきたということだった。その娘は彼が入所中に子供を産んでいて、彼は入所中に一度、孫の顔を見に行っている。そして、今回、再び孫の顔を見ながら、仕事をしなければと思っただけ。娘にも今の仕事を辞めたら、もう孫には会わせないといわれたらしい。会社の方ももう一度頑張れとあって、迎え入れてくれたようだ。それから、また、1ヶ月が経過したとき、再び、明啓院を訪問してくれた。そのときは、仕事が休みだったので来た、これから孫のところに行って明日からまた仕事を頑張るとのことだった。

しかし、彼はそれからもう仕事に行くことはなかったのである。私がそれを知ったのは、それから半月くらいが経過したときである。それを知らせる1通の手紙が明啓院に届いた。手紙の中には、無断欠勤をしていて職場に戻れない、もう自殺するしかないと書かれていた。その後、本人宅を訪問し、話を聞く。警備員の過酷な勤務と、自分が仕事を覚えられないことに嫌気がさして、また、無断欠勤してしまったというのである。そして給与をもらってからすぐに使い込んでしまい、もうお金もないということである。本当は死にたくないけど、死ぬしかないと言っていた。彼は大きな孤独を抱えていた。生気を失ったような彼の顔を見ながら、こちらから話せることはなくただ、彼の言葉にうなづくしかなかった。

それでも話を続けていると気が紛れてきたのか、「もう死ぬなんて言わない。」、明日から仕事探しをまた始めると言い、少し元気が戻ったようである。入所中も誰でも構わず大きな声で、なんでも開けっ広げに話す方だったので、仕事を逃げてからの間、誰とも話ができなかったということが一番大きな苦痛だったようだ。そしてまだ、後ひと月分の給与をこれからもらえるということなので、それをもらってまた仕事を探して頑張るとのことだった。そして最後の給与をもらったならまた、電話しますと言っていた。

その後、給与が支払われたはずの日から2週間経っても本人から連絡なく、自宅に訪問することにした。本人は在宅で、見るからに食事をまともに摂れていないというのがわかった。お金をもらった時点でまた逃げてしまったというのである。このまま部屋で、餓死しても止む無しと考えていたようだ。立って歩くのも、フラフラで、自衛隊上がりで声の大きさが取り得の彼が、全く声がでなくなっていたのだ。このままでは、命も危ないのでと思われ、明啓院から食べ物を差し入れし、再度生活保護の申請を行うよう話をした。目を改めて訪問し、彼とともに生活保護の申請を行った。それからの彼は勤勉な生活を送っていた。人生ではじめて生活費を計算し、お金のやりくりについて考えるようになった。そして、また、求職活動を行い、再度仕事をしたいということだった。今までのことを反省し、思いつきで行動しないこと、嫌なことから逃げないことを自分に約束して、現在、居宅で生活保護を受けながら、求職活動中である。

彼の路上生活期間は、就労支援入所者の中で群を抜いていた。全てを合計すると10年を超える間、路上で生活していたのである。最初、彼はそのことを語ろうとしなかった。自分の経歴について、隠そうとしていたようにみえた。保護課の面接の内容を教えていただき判明したことである。面接での印象は、あまり人と接するのが得意ではないのだろうという感じがした。そして、常に何か後ろめたいことを抱えているような含んだ話し方をしていた。彼は路上で飢えないための術を知っていた。そして、それを実践していた。具体的には、空き缶の収集などの廃品回収や路上で生活しながら新聞配達をしたこともあるらしい。そんな路上での生活の術を習得している彼が、アパートでの生活を送ることができるのだろうかと考えるときもあった。路上生活になる前は警備会社に約16年勤務していた。入所後、時間が経過するほどに彼がとてもまじめな人であることがわかった。

彼は入所してから、まず、清掃会社に履歴書を郵送したが、不採用となった。その次に一番経験がある警備員の面接を受ける。そして、採用をもらう。しかし、その会社は登録制に近いものがあり、給与に安定性が欠けると言うことで、会社に採用の返事を待ってもらい、求職活動を継続することとする。それでも、あまり待たせるわけにはいかないので、2週間活動して他の仕事が決まらないようであれば、今回採用をもらった会社でひとまず就労する。その結果、この警備会社で就労となった。入所から就労まで、1ヶ月ほどだったため、少し長めに明啓院から通勤をし、稼働状況を判断した上で、退所か転職かを考えることとした。稼働してから最初の給与は、月の途中から稼働したということもあり、4万円程度だった。次の給与をみて判断するとして、稼働しながらも、仕事の休みを利用してハローワークにも通った。

仕事は、やはり休みが多かったり、現場によっては半日しかない場合もある。また、本人の話によると、その会社の勤続年数が長い順番や、仕事によっては年齢の若い順番に仕事が割り振られ、53歳でこの仕事を始めたばかりの彼には厳しい状況となっている。給与が時給のため、稼働時間が減るとそれがそのまま給与に反映されてしまうのである。それでも通勤し続け、2度目の給与は10万弱となった。1ヶ月いっぱい稼働したがこの月はお盆をはさむなど、休みが多いこともあり、それがなければ本人もなんとかやっていけるだけの金額になるのではないかということと、ハローワークでも思うように求人が見つからないということもあり、この仕事を継続していくことを決心する。

アパート探しに入る。彼の第一希望はお風呂の大きさだった。彼が以前に住んでいたアパートが値段と部屋自体の広さの割りにお風呂が大きかったということで、そこよりお風呂が小さいと嫌だというのである。それを、不動産仲介業者に伝え、担当者は困惑していたが、それでも3件の物件を紹介していただいた。彼はその3件を見てもお風呂の大きさにあまり納得していないようだった。業者の方も、生活保護の家賃3万6千円という範囲でこれ以上紹介できるお風呂の大きな物件はない、この中で決めてほしいと言った。彼は

アパートを見ながら、「アパートが決まらなかったら俺が明啓院出て行くよりしょうがないな。」という言葉を繰り返していた。実は彼は、その前に退所した利用者とも一緒にアパートを見に行っている。そのときは、彼のアパートを探したわけではないが、人が転居の準備をしているところを見れば、自分も早く転居したいと思うかもしれないとして同行したのである。明啓院から通勤している期間が長かったのでその辺の決断も若干鈍っているようだった。本人もそれを感じていたようである。そんな前段もあったので、彼も職員も、もう打つ手がないのかと半ば諦めかけていた。

その日は、他の就労支援入所者も部屋を探すということで、同行し、一緒に部屋を見ていた。その方は決断の早い方で、業者に2件の物件を紹介していただき、即決した。それから、一旦は不動産会社の事務所に帰る。そして、先に決めた方が書類に必要事項の記入を始める。それを横から見ていた彼は、ついに言ったのである。「俺、最初に見たアパートで決めるわ。」と。彼の中で何が変わったのかはわからない。ただ、その言葉によって、また、自立への道が開けたということである。その後は、退所まで、順調に進み、彼はこの日から1週間後に退所となった。

退所後も給与が安定せず生活保護が継続となった。保護課からは、今回の仕事が彼にとって久しぶりのものであるため、仕事を継続させることに重点を置くということで、給与が安定しなくても即転職の指導などは行わず、この冬は経過をみていきたいという話をいただいた。それを聞いて彼も、今回が最後の保護費の受給になるんじゃないのかと常に心配はしつつ生活保護が継続になることをよろこんでいた。退所後は、生活保護費の代理受領を一度行い、本人に届けた。2度目の受領はどうしますかと本人宅に聞きにいったときに、ちょうど仕事の制服を着て帰ってくるころだった。彼は、最近残業が多く疲れるんだ、と言いながら、とても充実した顔をしていた。冬になると仕事がなくなるかもしれないとって不安がっていた。部屋には食料をたくさん買い込み、フライパンの上にキャベツの千切りが山のように盛られていたのが印象的だった。

## 事例 A

昭和34年 出生は道東で、中学校を卒業までに2〜3回の転居を行う。

昭和50年 空知管内の建設会社で稼働。(工場で溶接、整備)

昭和52年 坑夫として2年ほど稼働。

昭和55年 職場を替え坑内夫、後陸上自衛隊千歳駐屯地で約一年勤務。

昭和57年 一旦実家に帰り上京。埼玉県に住み、建設会社にて現場作業員として平成4年まで働く。

平成4年頃 来札し水道設備会社で平成7年まで働く。

平成7年頃 建設会社で住み込み稼働開始。

平成17年7月末に人員整理に遭い退職、仕事と住まいを一掃に失う。

平成17年8月初旬より札幌駅周辺でホームレス状態となる。労福会会員に伴われ中央区に相談し就労支援が適当となる。預貯金なく、親兄弟とも10年以上交流なく援助も望めないため、住居を確保するお金もなく求職できずいるという。

9月13日

入所。土木関係の仕事がながく本人もそちら関係の仕事を希望している。

9月20日

職安にて紹介状を2件、取得(ともにトラック乗務員)。

9月21日

PM3:00に昨日紹介状を取得したうちの一件の面接を受ける。結果は2,3日後となる。

9月26日

AM10:00にもう一件の面接を受けるが、不採用となる。21日に面接を受けた会社からは採用の返事をもらうが、条件などを考慮した結果断ることにする。

職安にて紹介状を2件取得(トラック運転手と土木作業員)。

9月27日

AMに土木作業員の面接を受け、PMにトラック運転手の面接を受ける。両方採用となり、土木作業員として就労することとなる。

9月30日

本日より稼働開始となる。

10月16日

仕事が順調なため、退所に向けて準備を始める。不動産仲介業者へ行き、アパートを決める。

10月17日

敷金や家具什器費などの申請を行う。

10月19日

保護費を受給し、不動産仲介業者に納金し、契約成立。23日に退所予定となる。

10月23日

AMに買い物を行い、PM1:30に退所となる。

わずか一ヶ月と10日ほどでのスピード退所となった。本人のモチベーションの高さが一番の要因だろうが、過去に職を7回替わったことが結果的には、幅広い建築、建設関係での技術を身に付けたことになったのではなかろうか。不況でのリストラと同時に住み込みでの稼働であったことがホームレス状態へのきっかけになったのであろう。

事例 N氏 30歳

生活歴

道東の町で出生。

三人兄弟の次男（兄、妹）

H 6年高校を卒業後（寮生活）地元の木工場で5年間稼働。

H 11年水産加工工場3年稼働。

H 14年頃からは、旭川、札幌で短期アルバイト（運送、土木）2～3ヶ月

実家に戻ることもあるが、この頃からホームレス生活（6ヶ月）

H 16年頃からは旭川駅周辺でホームレス。

H 17年頃札幌桑園駅でホームレス。

#### \*面接

東区保護課より入所依頼の連絡を受け、面接。

平成17年9月22日東区保護課、保護申請。ボランティア付き添い1名。

救護施設の説明、生活環境、就労支援の趣旨を説明。

生活暦等の聞き取り調査中、両親兄弟の事を尋ねると、長期間連絡していないことが分かり、この機会に連絡するよう伝えました。

N氏は、親に対する気持ちが昂りはじめたのか泣き出す場面もあり、N氏の幼さを感じました。

最後に、施設での集団生活と自立に向けて意欲があるかの問いに返事は無く、ボランティアさんの助言で返事をするので、就労意欲については感じるできませんでした。しかし、年齢的にも若く稼働経験もあり、運転免許証も取得していることから職種を限定しないで、幅広い求人活動を続ければ短期間で自立可能と思い入所の方向で進めることに致しました。

#### \*施設での生活\*

施設内では、顔を合わすと挨拶を交わす事も無く、問いかけに小さい声で挨拶をする。人との会話は余り見受けられません。ハローワークには通い求人活動は行なっています。時間の経過とともに、多少言葉を話すようになり施設生活にも慣れてきた様子が感じられました。

数日後、療育手帳を所持していることが判明（17歳の時、判定B）しましたが、このまま就労活動は続けて3ヶ月後に今後の検討することにしました。

1ヶ月後、新聞店の求人に応募、面接の結果、採用の連絡がありました。仕事の内容は住み込みで朝・夕の配達、集金業務、新聞の勧誘がおもな仕事で収入も思ったより良い条件なので就職することを決めました。後に、保証人のことで相談を受けましたので、父親に連絡してお願いするように説得しましたが納得してくれませんでした。私は、就職も決まり父親に安心してもらう意味の手紙を書く事を進めた所、渋々了承してくれました。

手紙の内容は職員が代行して行い。本人の自筆で郵送、住所がまだ確定していないので返信用封筒には札幌明啓院宛として、後日取りに来る事を伝えました。

新聞販売店では1日もはやく仕事をしてもらいたい為、必要書類については後日提出でよいとの事で退所の準備を優先的に進める事になり、入所してから39日目の11月1日退所となりました。

就労支援入所としては、短期間での退所です。

#### \*退所後の経過

退所後初日、新聞店から朝刊を配達後「父親が倒れたので休みが欲しい。」と言い残し職場を立ち去り連絡が取れない事態になり、本人の携帯電話に連絡するも応答はありませんでした。

6日後、父親からの返信封筒を受け取る為に来院。

返信用封書を渡し、中を確認したが住民票1通のみで保証人の書類は入っていませんでした。

落胆した様子は伺えられませんでした。保証人については兄弟にもお願いする様 N氏に伝えましたが無言で困った様子もありませんでした。

この間の事情を聞いたところ、「雄武町で入院している父親に会いに帰った。軽い脳梗塞で意識も有り元気。」仕事についても、「新聞販売店には今日の夕刊から仕事をする事になっている。」と答えるだけで、語ることはありませんでした。

その後、新聞店には戻らず部屋に荷物を置いたままの状態で行方不明。

荷物を引き取り現在も札幌明啓院で保管しています。

#### 追記

12月某日。狸小路3丁目で暮らしている連絡が札幌明啓院にありました。

## ホームレス救護施設就労支援入所事業について

札幌市ホームレス相談員 出井文二

ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立、更に国は、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、地方自治体に対しホームレスの人たちに関する問題の実情に応じた施策を実施することを求めたところです。

札幌市もこの状況を踏まえて、ホームレスの人たちの自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレスの人たちに関する問題の解決を図ることを目的として取組方針を策定しました。

今回は、取組方針のひとつであるホームレス救護施設就労支援入所について述べることにします。

ホームレスの人たちの社会復帰の意思を尊重し、ホームレスの人たちが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することを基本としつつ、次の3つの基本的な考え方に基き取り組みを進めています。

- (1) ホームレスの人たちに対する相談体制を整備し、個々の抱える問題を明らかにしたうえで、それぞれの実情に対応した総合的かつ具体的な自立支援策を実施しています。
- (2) ホームレスの人たちが公共施設を起居の場所とすることによって、その適性な利用が妨げられている場合には、自立支援策との連携を十分に図りながら、適切な措置を講じます。
- (3) 行政の関係機関相互の連携のほか、民間団体との連携を強化し、行政と民間とが協力して取組方針を推進する。

ホームレスの人たちに対し自立支援を行うに当たっては、個々の事情を十分に把握し、タイプに応じた適切な施策を実施しますが、今回は緊急入所と就労支援入所の施策の狭間にいる人への支援のあり方等について、私的な考えを述べてみたいと思います。

題して

「中高齢者への取り組みについての考え方」

救護施設を利用したホームレスの自立支援は次の2つの方法によります。

### 1 緊急入所

医療と福祉の援助が必要な者、すなわち高齢、障害、傷病などにより緊急に援助を必要とする状態にある者に対して、緊急一時的に救護施設への入所を行い、居住の場所の確保などの支援を行うことによって自立を支援をする。

### 2 就労支援入所

就労する意欲のある場合、すなわち就労による社会復帰の意思のある者に対しては救護施設への入所を行い、求職活動に対する支援などを行うことによって自立を支援する。

就労支援入所を利用する場合は相談区において、本人からの就労意欲・意思を確認し、出稼ぎ等について検討後、実施機関である東区へ相談させ、3ヶ月の入所期間内に就労・自立にいたる可能性のある者を選定して対応しているのが現状です。

札幌市がホームレスの自立支援に本格的に取り組み始めた、平成16年4月から平成17年10月末現在で、就労支援入所（H16年度19名・平均年齢42歳、H17年度10名・平均年齢41歳）等を活用して取り組みを進めています。

この結果を見て判るように、若年のホームレスは比較的容易に取り組みが可能ですが、救護施設緊急入所にも該当しないと思われる50歳代後半～65歳未満の者（稼働年齢層）、及び勤労意欲・意思が希薄な者の自立支援が困難な状況になっています。

元々、ホームレス生活者は働く意思・意欲が希薄で乏しい人だという批判もあります反面、社会的背景や企業が作り上げた側面を見逃すこともできないと思います。

たとえ勘違いでも夢があれば人は貧しくても生きていくことができる、夢は自分の力で探すものですが夢を失った中高齢者が夢（仕事）を掴むことはシンドイことです。

ホームレス救護施設就労支援入所については、稼働年齢層で就労可能な状態にあるホームレスの一部が救護施設緊急入所となっている状況、あるいは就労支援入所を利用して失敗した人たちがいるのも事実です。ホームレスの自立支援のためにはとにかくどこかに押し込むことかという反論等を併せ考えても、求職活動等の支援で背中を一押しすれば社会復帰可能な人もこれまでの実績で確認されている状況から、救護施設就労支援入所実施要領の対象者の解釈どおり、多少のリスクはあっても「就労が可能な健康状態にあるホームレスであって、就労による社会復帰の意思のある者を対象とする」を最大限活用すべきと考えます。

その際、現在の救護施設就労支援入所を利用する者は入所～求職～就労～退所（居宅確保）～廃止を前提に求職活動を展開していますが、求職の選択肢が狭く（最低生活費以上の収入確保が困難）早期就労に至らないケース、また、就労に至った場合も医療費等の捻出に困窮し、就労、即退所・廃止に至らないケースもある現状から、勤労意欲の動機付けの意味合いを含めて、多少、給与収入が低くても就労させることを大前提に指導して取り組めば、求職の選択肢も広がり早期就労と、先に記述したように勤労意欲・意思の希薄な人たちの勤労意欲確立に寄与するとともに、救護施設就労支援入所の有効活用につながると思われることができると考え私心を記述してみました。

## まとめ

今期の入所者に対しては、退所後の援助についても今まで以上に力を入れて支援してきた。今までの報告集でも何回かその必要性に触れ、しかし、自立ということを考えるとどうか、というような葛藤があったが、実際にそれを必要としている人がいたと言うことがあったこと、また、特に支援しないでいると、退所後に退所者の名前が出るのは、不動産仲介業者から家賃を滞納したなどといった、悪い知らせでしかなかったということがあり、退所後の支援を、もちろんできる範囲ではあるが、今までにない枠で行っていった。そこでわかったことがいくつかある。

ひとつめは、金銭のやりくりに関して。入所中は、まず、食事について間違いなく3食食べることができ、寝るところもあるので、余ったお金は何に使っても問題ないということ。逆に言うと、自分が持っているお金を全て煙草や嗜好品につぎ込んでも食事を食べることができるし、寝ることができるということ。しかし、退所すると当然のことながら金銭管理を自分でしなければならず、そこが上手くできなくて自立に失敗してしまうというケース。また、金銭的に一番厳しいのは、退所してから初めて給与を満額もらうまでである。就労退所された方のほとんどが、最初の給与は日割となっているため、保護費で賄っていただけの部分も多分にあるが、新しい生活を始めるにあたって、どうしてもギリギリになってしまう。そういったなかで、上手く金銭をやりくりできないと、自立が失敗に終わってしまう。もちろん、その時期を上手く乗り切れるケースも多くあるが、ここが自立に向けてのひとつの山場となっている。

次に、人間関係である。仕事で大変なことがあったとき、また、職場でのトラブルがあったときなど、職場以外で話をできる人がいるかどうかということ。そういった話を出来る人がいないと不満やストレスを溜め込みがちになり、結果的に職場で爆発してしまい、職場を失い、家も失うという結果になる。就労支援入所された方の多くは前職を辞めた理由として人間関係をあげている。そして、自分で自分のことを短気という方が多く見られるのである。かといって、常に喧嘩をしているわけではないし、明啓院の入所中も揉め事を起こした人はいない。就労支援で入所された方々は、入所の時期が重なった方同士必ずといっていいほど、仲良くなる。今までも退所後に連絡を取り合ったり、直接会うというケースもあるようだ。入所者同士ということに関わらず、そういう形で気軽に話をできる相手がいれば、いくらかのストレス解消にはなるだろう。実際、退所後に本人に会って話をしたとき、私に話をするだけでもいくらか楽になったという方はいた。大抵の入所者はホームレス状態になる段階で人間関係をほとんど切ってきている。その全てを明啓院で賄うというのは難しいことなので、かつての人間関係の回復や、新しい関係の構築。その他、ホームレス時代に関わってくれたボランティアや、教会との関係の継続などを退所者に話していきたい。その中の一つとして明啓院も関わっていければ、本人にとっても良い関係になるのではないかな。

最後に、生活保護の継続についてである。今回に限らず、今まで、退所していった方たちのなかには、稼働収入が生活保護の基準をギリギリで上回るくらいの額にしかならないという事例がいくつかあった。

そのなかで病気でもして、欠勤になれば収入が保護の基準を下回り、健康保険も加入していないため、病院にかかるお金もない、という状況が生まれかねない。また、警備員として就労し、退所された方が数名いるが、その日の仕事の有無が、前日にならないとわからないという方もいた。そういったケースは月の稼働日数が安定せず、ある月は20万円近く稼ぐが、ある月は、10万円程度しか稼げないということがある。そういう状況で収入が保護の基準を上回った段階で保護が廃止となると、その後の生活がとてもしんどくなる。

入所者の年齢や体力、生活歴を考慮して、肉体的にも精神的にも過酷な仕事をして給与をたくさんもらうということは困難だが、保護の基準を下回るくらいの給与にしかならないが、その分多少体力的・精神的に楽な仕事であれば、継続できる仕事があるのではないかと、と思われるケースもある。そこで、できれば、そういう不安定な雇用、もしくは、低賃金で就労した方に関して、生活保護の継続、医療費だけでもみていただくということが可能であれば本人たちももっと就労に対して積極的になれると思う。それなら仕事ができるかと思う方もいるはずである。

以上のような状況のなかで、退所後も連絡を取り、時には何らかのかたちで、支援を行うことにより、乗り越えることができたものもある。そうして、今回退所されたかたの半数以上が退所後2ヶ月以上経過した後も連絡がつく状態で生活もやりくりできていた。

今まで何名もの方が就労退所していったが、そのなかでも、順調に生活している人がいる一方、仕事が続かず生活も立ち行かなくなり、明啓院に電話で相談をしてきた方、会社を辞めた方（転職できたかは不明）、家賃を滞納した方（仕事が続いているか不明）、さまざまあった。要因はいろいろあると思うが、この就労支援事業の目的を、対象者の、一時的なものではない、恒久的な社会的自立とするならば、上に述べたような、さまざまな状況に柔軟に対応していくことが、より、その目的を実現に近づけることになるのではないかと。そのために、今後も退所後のケアについて柔軟に考えながら支援していきたいと思う。